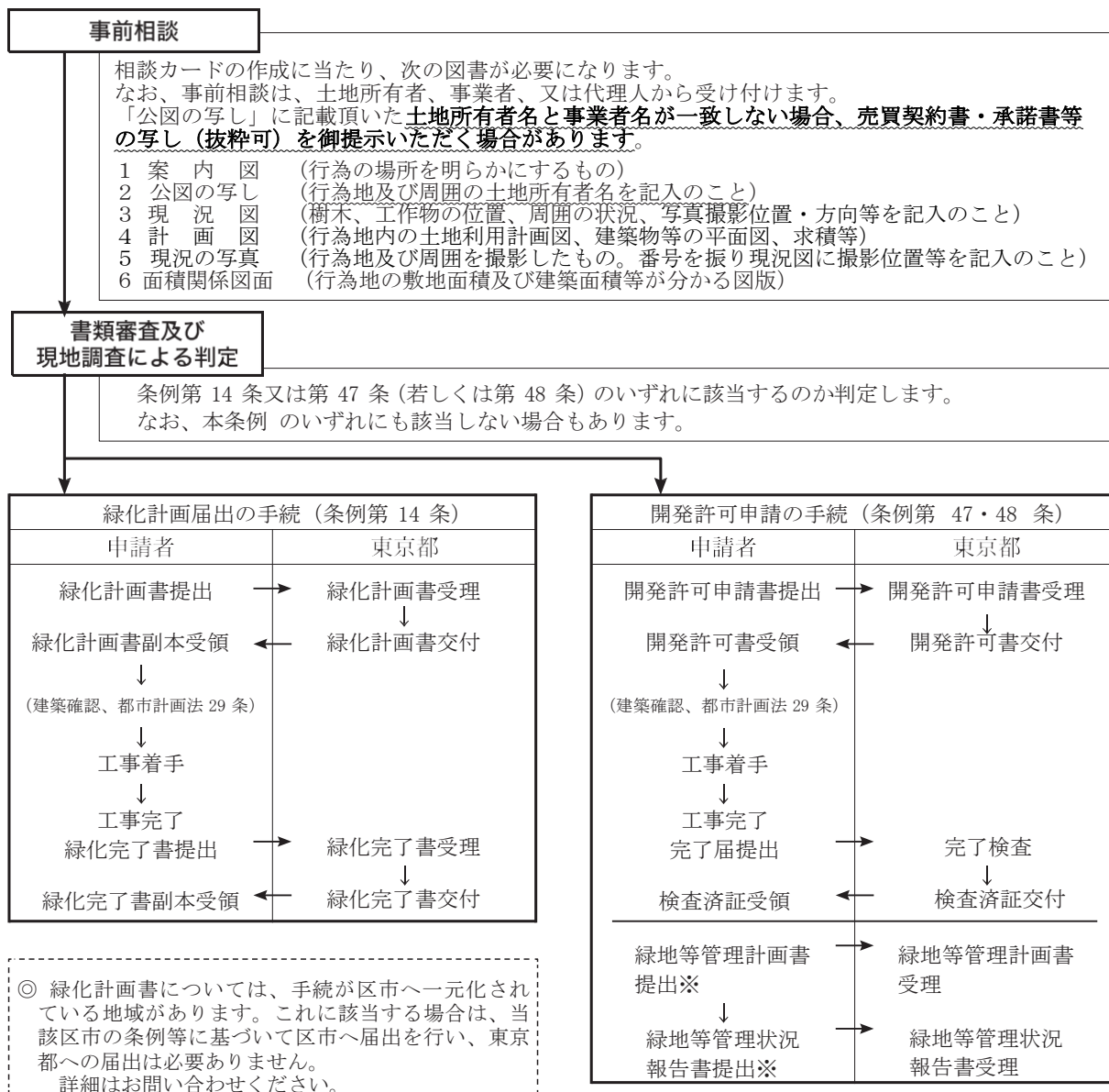


緑化計画・開発許可の届出の手順

都内で 1,000 平方メートル（国及び地方公共団体が有する敷地では 250 平方メートル）以上の敷地で開発や建築等を行う場合、「東京における自然の保護と回復に関する条例」（以下、本手順書において「条例」という。）の第 14 条又は第 47 条（若しくは第 48 条）に基づき、自然の保護と回復を図るために「緑化計画」の届出や「開発許可」申請が必要となります。

緑化計画の届出は、開発許可に該当しない開発等で、かつ、敷地面積 1,000 平方メートル（国及び地方公共団体が有する敷地では 250 平方メートル）以上の案件が対象となります。

本条例の手続は次の手順で行ってください。



対象の地域	窓 口	所 在 地
区部・島しょ部	東京都環境局	〒 163 - 8001
	自然環境部緑環境課 指導担当	新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 都庁第二本庁舎 19 階 電話：03 - 5388 - 3455 / FAX：03 - 5388 - 1379
多摩地区	東京都多摩環境事務所 自然環境課 指導担当	〒 190 - 0022 立川市錦町四丁目 6 番 3 号 東京都立川合同庁舎 3 階 電話：042 - 521 - 4809 / FAX：042 - 522 - 9511

緑化計画書制度の概要(詳細は本文をご覧ください。)

【緑化面積の基準】

・地上部の緑化P 4

ア イ以外の敷地：次のA又はBによって算出された面積のうち小さい方の面積以上

- 1) 敷地面積5,000平方メートル未満(国及び地方公共団体の敷地にあつては1,000平方メートル未満)の場合

$$A : (\text{敷地面積} - \text{建築面積}) \times 0.2$$

$$B : \{ \text{敷地面積} - (\text{敷地面積} \times \text{建蔽率} \times 0.8) \} \times 0.2$$

- 2) 敷地面積5,000平方メートル以上(国及び地方公共団体の敷地にあつては1,000平方メートル以上)の場合

$$A : (\text{敷地面積} - \text{建築面積}) \times 0.25$$

$$B : \{ \text{敷地面積} - (\text{敷地面積} \times \text{建蔽率} \times 0.8) \} \times 0.25$$

イ 総合設計制度等を適用して計画する建築物の敷地又は再開発等促進区(地区整備計画が定められている区域に限る。)、高度利用地区若しくは特定街区内の建築物の敷地
次のCによって算出された面積以上

- 1) 敷地面積5,000平方メートル未満(国及び地方公共団体の敷地にあつては1,000平方メートル未満)の場合

$$C : (\text{敷地面積} - \text{建築面積}) \times 0.3$$

- 2) 敷地面積5,000平方メートル以上(国及び地方公共団体の敷地にあつては1,000平方メートル以上)の場合

$$C : (\text{敷地面積} - \text{建築面積}) \times 0.35$$

・建築物上の緑化P 5

ア イ以外の敷地：次のDによって算出された面積以上

- 1) 敷地面積5,000平方メートル未満(国及び地方公共団体の敷地にあつては1,000平方メートル未満)の場合

$$D : (\text{屋上の面積}) \times 0.2$$

- 2) 敷地面積5,000平方メートル以上(国及び地方公共団体の敷地にあつては1,000平方メートル以上)の場合

$$D : (\text{屋上の面積}) \times 0.25$$

イ 総合設計制度等を適用して計画する建築物の敷地又は再開発等促進区(地区整備計画が定められている区域に限る。)、高度利用地区若しくは特定街区内の建築物の敷地
次のEによって算出された面積以上

- 1) 敷地面積5,000平方メートル未満(国及び地方公共団体の敷地にあつては1,000平方メートル未満)の場合

$$E : (\text{屋上の面積}) \times 0.3$$

- 2) 敷地面積5,000平方メートル以上(国及び地方公共団体の敷地にあつては1,000平方メートル以上)の場合

$$E : (\text{屋上の面積}) \times 0.35$$

・接道部の緑化P 6

次のFによって算出された長さ以上

$$F : (\text{接道部緑化長さ}) \geq (\text{接道部長さ}) \times (\text{接道部緑化基準})$$

【植栽本数の基準】.....P 7

(植栽を計画する面積に対して)10平方メートル当たり「高木1本+中木2本+低木3本以上」を標準とします。

【条例上の樹木等の定義】..... P 46

高木(植栽時に2メートル以上の樹木で、通常の成木の高さが3メートル以上ある樹木)、中木(植栽時に1.2メートル以上の樹木で、通常の成木の高さが2メートル以上ある樹木)、低木(高木、中木以外で植栽時の高さが0.3メートル以上の樹木)、草花等(多年草に限る。)